

内容現在：2024年4月1日

契約日： 年 月 日

フレックスによりご提供するNetflixサービスに関する特定商取引法に基づく表示

フレックスによりご提供するNetflixサービスに関する重要なことが記載されています。以下の内容を十分にお読みください。

● フレックス提供事業者：

商号：横浜ケーブルビジョン株式会社（略称「YCV」）

本店：〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町 134 横浜ビジネスパークウエストタワー10 階

代表者：代表取締役社長 田島 真

電話番号：0120-595-775

● フレックスによりご提供するNetflixサービスの内容：

フレックスによりご提供するNetflixサービスは、当社が提供するフレックスに加入しているお客さまに対し、フレックスの月額基本料および以下の「●Netflix サービス提供価額（月額利用料）」に記載の追加のご利用料金をお支払いいただくことによりNetflix 合同会社（住所：〒107-0052 東京都港区赤坂 9-7-2 東京ミッドタウン・イースト 3F、電話番号：0120-996-012、職務執行者：青木弥生、以下、「Netflix 社」といいます。）が提供する定額制動画配信サービスのNetflixサービスをご提供するものです。

Netflixサービスは、Netflix社が提供する、映画やドラマ等のコンテンツの配信サービスであるNetflixサービスをインターネット接続テレビ、コンピュータその他のデバイス上で、インターネットを経由してストリーミング再生することができるサービスです。

※Netflixサービスの利用にあたっては、お客さまにて、インターネット接続環境をご用意いただく必要があります。

※フレックスによりご提供するNetflixサービスでは、当社およびJCOM株式会社が提供するJ:COM パーソナルID（以下、「パーソナルID」といいます）を取得いただく必要があります。

※Netflixサービスの利用にはJCOM株式会社のホームページであるMYJ:COM（URL: <https://www.myjcom.jp/>。以下、「MYJ:COM」といいます。）よりNetflixサービスのアカウント作成もしくは既存アカウントの引き継ぎが必要となります。

● 提供期間：

専用機材等の設置が完了した時点、または専用機材等の設置が必要ない場合はお客さまのお申込みを当社が承諾した時点から、フレックスの契約終了までの期間です。

●Netflix サービス提供価額（月額利用料）：

フレックスの月額基本料内にてご利用いただけるNetflixサービスはベーシックプランです。

別途追加のご利用料金をお支払いいただくことによりスタンダードプラン、プレミアムプランのご利用が可能です。

コース名	追加の月額利用料
スタンダードプラン	455 円（税込 500 円）
プレミアムプラン	900 円（税込 990 円）

※1 フレックスのサービス提供開始日を含む月の料金は、サービス提供開始日の翌日から同月末日までの日割り計算となります。なお、解約の際は日割り計算を行いません。

※2 Netflixサービスのコースは、当社の指定する方法により変更することができます。月の途中で変更した場合の同月のご利用料金は、変更日までは変更前のコースの料金、変更日の翌日からは変更後のコースの料金による日割り計算となります。

※3 Netflix サービスのアカウントの作成および既存アカウントの引継ぎがなされない場合においても、当社の責に帰すべき場合を除き、お客さまはフレックスの月額基本料の支払いは免れないものとします。

※4 当社のご利用料金を、お客さまに事前に当社の指定する方法により通知または周知のうえ変更することがあります。

●月額利用料の支払方法および支払時期：

フレックスの月額利用料（スタンダードプラン、プレミアムプランの追加のご利用料金を含む）は、サービス提供開始日の翌月から、お客さまが当社に登録しているお支払方法（金融機関の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段）にて、お支払いいただきます。

※税込価格については、当社システムの都合上、記載の金額と実際の請求金額で最大数円のずれが生じる場合があります。

●フレックスによりご提供する Netflix サービス の解除に関する事項

【クーリング・オフについて】

1. フレックスの契約成立日から別途当社が交付する「ご契約内容のご案内」（契約締結後書面）をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、当社に書面または電磁的記録でお申し出いただければ、フレックスの契約を解除することができます。

2.1にかかわらず、Netflix 社または当社がクーリング・オフを妨げるために、事実と異なる説明をしたことによりお客さまが誤認をし、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって1の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途当社が作成するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが当社から受領した日から8日を経過する日までに当社に書面または電磁的記録でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。

3.1 または 2 のクーリング・オフは、お客さまが1または2のお申し出をされたときに効力が生じます。

4.1 または 2 のクーリング・オフがあった場合、

①既にフレックスの提供がお客さまにおいて開始されている場合でフレックスによりご提供する Netflix サービス提供の終了に要する費用がある場合、当該費用は当社が負担いたします。

②既にフレックスの月額利用料の全部または一部をお支払いいただいている場合、当社は速やかに、お支払いいただいた当該全額を返還いたします。

③フレックスの月額利用料のお支払いは、直ちに停止できず、ご請求が発生することがあります。その場合、一旦お支払いいただいた当該料金は、お客さまの YCV サービスのご利用料金より差し引く方法により、返金させていただきます。当該月のみで全額を差し引けない場合は、残額を当該翌月以降の利用料より差し引かせていただきます。なお、直接お振込みの方法による返金のご希望がございましたら、別途お申し出ください。

④当社は、お客さまがフレックスによりご提供する Netflix サービスをご利用することにより得られた利益に相当する金銭ならびにクーリング・オフに伴い発生する当社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。

●制限事項:

- ✓ 契約は、1 契約者さまにつき 1 契約とします。YCV サービスのご利用には、月額利用料、工事費などが必要です。YCV サービスの解約には撤去費が必要です。
- ✓ フレックスによりご提供する Netflix サービスの利用にあたっては、お客さまにて、インターネット接続環境をご用意いただくこと、当社および JCOM 株式会社 が提供する J:COM パーソナル ID を取得いただくことが必要です。
- ✓ Netflix サービスの利用のため、別途通信料をご負担いただく必要がございます。

以上

担当者	
-----	--